

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

一 「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を除く。）であつて、次のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいうこと。

- (一) 廃棄物となつた場合に、効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの
- (二) 廃棄物となつた場合におけるその再資源化が廃棄物の適正処理及び資源の有効利用を図る上で特に必要なものうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

二 「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいい、「再資源化」とは、これを製品の一部として利用することができる状態にすることをいうこと。 (第二条関係)

第三 基本方針

一 主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二 基本方針においては、使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標、使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項等を定めるものとする。

(第三条関係)

第四 国の責務

国は、使用済小型電子機器等の分別収集・再資源化の促進に必要な資金確保、使用済小型電子機器等に関する情報収集・活用、使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発の推進等の必要な措置を講じ、広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の再資源化に関する国民の理解を深め、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないこととする。

(第四条関係)

第五 地方公共団体の責務

市町村は、使用済小型電子機器等の分別収集に必要な措置を講じ、これを再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すことに努め、都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、使用済小型電子機器等の再資源化の促進のため必要な措置を講ずること等に努めなければならないこととする。 (第五条関係)

第六 消費者及び事業者の責務

消費者及び事業者は、使用済小型電子機器等を分別して排出し、収集運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないこととする。 (第六条及び第七条関係)

第七 小売業者及び製造業者の責務

小売業者は、消費者による適正な排出の確保に協力するよう努め、製造業者は、設計等の工夫による再資源化費用の低減等をするよう努めなければならないこととする。 (第八条及び第九条関係)

第八 再資源化事業計画の認定等

一 使用済小型電子機器等の再資源化のための収集、運搬及び処分（再生を含む。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（収集、運搬又は処分を他人に委託して当該事業を行おうとする者

を含む。)は、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画(以下「再資源化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。

二 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(一) 申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(二) 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

(三) 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

(四) 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域

(五) 再資源化事業の内容

(六) 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

(七) 使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設

(八) 使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

(九) 使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあつては、その内容

(十) その他主務省令で定める事項

三 主務大臣は、提出された再資源化事業計画が、基本方針に照らし適切なものであること等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

四 認定を受けた再資源化事業計画の変更及び認定の取消しについて規定すること。

(第十条及び第十一条関係)

第九 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務

認定事業者は、第八の二の(四)の区域内の市町村から使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならないこととする。

(第十二条関係)

第十 認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例

一 認定事業者は、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施することができるものとする。

二 認定事業者は、一に規定する行為(産業廃棄物の収集、運搬又は処分)に該当するものに限る。)を認定計画に記載された者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならないこととする。

三 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定計画に記載された者に限る。）は、廃棄物処理法の規定による許可を受けずに、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができるものとする。

四 認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者とみなすものとする。

五 三に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者とみなすものとする。

六 四及び五に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者とみなすものとする。

七 一般廃棄物処理基準に適合しない使用済小型電子機器等（一般廃棄物に限る。）の収集、運搬又は処分が行われた場合において、認定事業者が当該収集等を行った者に対してその旨を要求・依頼等をし、又は当該収集等を助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなすものとする。

（第十三条関係）

第十一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（以下「振興財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務及びそれに附随する業務を行うことができるものとする。

（一）認定事業者等が認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化（産業廃棄物の処理に該当す

るものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

(二) 認定事業者等が認定計画に従って行う研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律において、一の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合の必要な読み替え規定について定めるものとする。 （第十四条関係）

第十二 指導及び助言

主務大臣は、認定事業者等に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。 （第十五条関係）

第十三 報告徴収、立入検査及び関係行政機関への照会等

一 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができるものとする。

二 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者等の事務所等に立ち入り、書類等の物件を検査させることができるものとする。

三 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会、

又は協力を求めることができるものとする。

(第十六条、第十七条及び第十八条関係)

第十四 主務大臣等

一 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とし、この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とすること。

二 この法律に規定する主務大臣の権限の委任について規定すること。

(第十九条及び第二十条関係)

第十五 罰則

一 第十三の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、法人又は人の業務に関し、一の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、法人又は人に対しても、同項の刑を科するものとする。(第二十一条関係)

第十六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 この法律の施行に関し、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の規定の整備を行うものとする。

（附則関係）